



副会長
丸山 英一

難解なテーマに挑む日本弁理士会

monthly word

今月のことば

1. はじめに

日本弁理士会は、地域知財活性化運動、地方自治体・中小企業・大学等の支援活動を全国的に展開し、事業計画を着々と執行している状況である。

「今月のことば」として取り上げるテーマの選択は、テーマがあまりにもたくさんあるので難しいところであるが、敢えて「構造改革特区における弁理士派遣の問題」、「試験制度の改革論議」、「情報開示」および「コンプライアンスの検討」について取り上げることにする。

2. 「構造改革特区における弁理士派遣の問題」

この問題に関しては、すでに正副会長会から報告されているので、ここではこの問題の難解さに正副会長会がどのように立ち向かったかを簡潔に述べてみたい。

この問題の難解さは、政府構造改革特区と経産省（日本弁理士会の所管官庁）の間で、非専権業務であるとする相談業務について弁理士を派遣する仕切りが両者で決着しており、そしてその仕切りが変更できないという条件付で日本弁理士会の見解を求められたということである。

このような難解な問題に解答を出すために、正副会長会は数え切れないほどの検討会議を開

き、総会等で広く会員の意見も求め、歴代会長にも意見を求めた。

日本弁理士会は、弁理士法の及ばない者が弁理士制度の中に入ってくることは守秘義務と利益相反等の問題をどうしても払拭できないという懸念がある以上、特区有識者の仕切りに賛成することはできないと覚悟を決めた。

その後、短期集中的な交渉の末、上記仕切りの内容が、個別案件につながる相談業務を除外することが明記され、日本弁理士会の懸念に対して派遣業法の取扱要領に明記することが約束された。今後上記約束がどのように実行されるか注目していくことになるものの懸念が払拭された以上、特区問題は一応の終結となった。

3. 「弁理士試験制度の改革論議」

弁理士法の5年後見直しにおいて、改正の大きなテーマの一つとして弁理士試験制度の改革が論議されており、日本弁理士会の改革案も固まりつつある。

弁理士試験制度は弁理士制度の本丸であり、その意味で会員各位の真剣な議論が期待される。

ここでは、今回の改革の方向性の議論の中で「技術と法律の素養を備えた知財の専門家」という基本的な事項について注目してみた。

この中では、技術と商標の関係の議論が必ず起こる。私は、この議論では二つの視点が重要ではないかと考える。その一つは商標業務を行う弁理士であっても、クライアントから特定商品についての権利化の相談を受けた場合に、特許、実用新案等の技術の権利化の可能性について指摘できる能力を有することがクライアントの利益になり、そのためには技術は必須であるという点である。また二つ目は商標で扱う商品は技術の集約体であるという点である。商標を扱う場合、商品知識は必須であり、商品知識を習得するには商品の機能の理解が重要で、機能（品質）の理解には技術の理解がベースとなるという点である。

このように二つの視点から考えれば、商標と技術は密接に関連してことが理解されるのではないだろうか。

次に試験制度の論議では、合格者の数の問題が抱き合わせでなければならないと考える。質

的な向上は、数と密接に関係すると考えるからである。

4. 「情報開示」

弁理士情報開示に関しては、「弁理士ナビ」を11月に立ち上げた。

情報開示にご協力をいただいた会員に心より感謝申し上げます。

5. 「コンプライアンスの検討」

コンプライアンス委員会（玉真委員長）で議論していただき、(1) 会員処分に対する処分請求人の不服の道を開くための会則及び会令の制定、(2) 会長が会員問題に対して迅速に処理するための前裁きの機能と、苦情案件や綱紀に至らない程度の事件を迅速・適切に判断するための事件対応機能と、品位等の問題を総合的に判断する倫理機能をもつ新設コンプライアンス委員会の設置についてまとめつつある。